

食の安全安心の確保に 関する基本的な計画 (第4期)



宮 城 県
令和3年3月

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）

目 次

第1 計画策定の考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 基本的事項	3
(1) 基本計画の目的	
(2) 基本計画の位置付け	
(3) 基本計画策定の方法	
(4) 基本計画の期間	
第2 施策の大綱	4
1 安全で安心できる食品の供給の確保	
2 食の安全安心に係る信頼関係の確立	
3 食の安全安心を支える体制の整備	
第3 これまでの取組成果と今後の課題	5
1 安全で安心できる食品の供給の確保	
2 食の安全安心に係る信頼関係の確立	
3 食の安全安心を支える体制の整備	
4 第3期計画における数値目標の達成状況	
第4 施策の展開	11
食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）施策体系一覧	11
I 安全で安心できる食品の供給の確保	12
1 生産及び供給体制の確立	12
(1) 生産者の取組への支援	12
イ 環境にやさしい持続可能な農業の推進（施策1）	
ロ 農業生産工程管理（GAP）の普及拡大（施策2）	
ハ 農薬の適正使用の推進（施策3）	
ニ 牛のトレーサビリティシステムの推進（施策4）	
(2) 農林水産物生産環境づくり支援	13
イ 土壌環境適正化の推進（施策5）	
ロ 家畜伝染病の発生予防の徹底（施策6）	
ハ 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進（施策7）	
ニ 特用林産物の生産再開への支援（施策8）	
(3) 事業者の取組への支援	14
イ HACCPを踏まえた自主的な衛生管理体制の整備の推進（施策9）	
ロ 外食産業の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大（施策10）	
2 監視指導及び検査の徹底	15
(1) 生産段階における安全性の確保	15
イ 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化（施策11）	
ロ 肥料及び飼料の品質並びに安全の確保のための検査及び指導の実施（施策12）	
ハ 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導（施策13）	
ニ 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施（施策14）	
(2) 流通・販売段階における安全性の確保	16
イ 食品営業施設の監視指導の徹底（施策15）	
ロ 食品検査による安全性の確保（施策16）	
ハ 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導（BSE 対策を含む）の徹底（施策17）	

二 米穀事業者の監視指導の徹底（施策 18）	18
(3) 食品表示の適正化の推進	18
イ 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施（施策 19）	
ロ ウオッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施（施策 20）	
ハ 食品表示に関する研修会等の実施（施策 21）	
(4) 食品の放射性物質検査の継続	19
イ 農林水産畜産物等の検査（施策 22）	
ロ 流通食品の検査（施策 23）	
 II 食の安全安心に係る信頼関係の確立	20
1 情報共有及び相互理解の促進	20
(1) 情報の収集、分析及び公開	20
イ 県民への分かりやすい情報の迅速な提供（施策 24）	
ロ 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表（施策 25）	
(2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	21
イ 消費者と生産者・事業者との相互理解の促進（施策 26）	
ロ 関係団体等との連携・協働の推進（施策 27）	
ハ 食育の推進（施策 28）	
(3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進	22
イ リスクコミュニケーションの実施（施策 29）	
ロ 水道水の検査結果の公表（施策 30）	
ハ 住民持ち込み測定（施策 31）	
 2 県民参加	23
(1) 県民総参加運動の展開	23
イ 県民が参加する消費者モニター制度の推進（施策 32）	
ロ 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援（施策 33）	
ハ 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発（施策 34）	
(2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	24
イ 県民の意見の把握と反映（施策 35）	
ロ 食の安全安心に関する相談窓口の充実（施策 36）	
 III 食の安全安心を支える体制の整備	25
1 体制整備及び関係機関等との連携強化	25
(1) 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進（施策 37）	25
(2) みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応（施策 38）	25
(3) 食の安全に関する調査・研究の充実（施策 39）	25
(4) 食品の放射性物質に係る調査・研究の充実（施策 40）	25
(5) 国、都道府県、市町村、関係団体との連携（施策 41）	25
2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置（施策 42）	26
 第5 計画の推進	27

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の背景

宮城県では、平成16年にみやぎ食の安全安心推進条例（平成16年宮城県条例第31号・以下「条例」という。）が制定され、平成18年には、条例に基づき、食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性（以下「食の安全安心」という。）の確保に関する施策を推進してきました。

それまで、食品衛生法（昭和22年法律第233号）や日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）等関係法令に基づき食の安全安心が図られてきた中で、条例が制定された背景の1つには、平成8年の腸管出血性大腸菌O157による大規模な食中毒、平成12年の汚染脱脂粉乳等による集団食中毒、平成13年の国内初の牛海綿状脳症の発生、平成14年に輸入野菜の残留農薬や無登録農薬の販売が発覚するなど、全国的な問題の発生がありました。国においては、食品の安全性の確保についての基本理念、食品安全委員会の設置等を定めた食品安全基本法（平成15年法律第48号）の制定や食品衛生法等関係法令の改正が行われることになります。

こうした中、宮城県においても、平成14年3月に、韓国産の輸入生かきが県産の生かきに混入するという県産の食品に対する信頼を著しく低下させる事件が発生したほか、無登録農薬の使用も判明しました。そのため、平成15年3月に、関係者がそれぞれの立場で取り組んでいる安全対策を一体となって推進することを目指したみやぎ食の安全安心基本方針を策定し、さらに、条例が制定され、第1期計画を策定することになりました。

第1期計画は、平成22年度までの5年間の計画であったため、平成23年には、平成27年度までを実施期間とする食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）を策定しました。また、平成28年には、令和2年度までを実施期間とする食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）（以下「第3期計画」という。）を策定し、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

この間、消費期限・賞味期限及び産地の偽装、事故米の不正転用、腸管出血性大腸菌による重篤かつ広域的な食中毒、飲食店におけるメニュー偽装等の問題が全国的に発生し、そのたびに食の安全安心が脅かされてきました。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、食品の安全性の確保、消費者の不安の解消、風評被害の払拭に向けた対応も必要となり今に至っています。

このため、これまでの取組の課題を整理し、第3期計画で取り組んできた施策を精査しつつ、食の安全安心を巡る情勢の変化や、みやぎ食の安全安心消費者モニター等の県民の意向を踏まえ、さらに食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）（以下「基本計画」という。）を策定します。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連しては、感染拡大を避けるため、食品関係

団体においても業種ごとのガイドラインが作成されるなどの対応がとられておりますが、これまで実施されてきた衛生管理を一層徹底することで食の安全は保たれると考えられています。しかしながら、今後、新たな知見により、対策が必要となった際は、適切に対応してまいります。

みやぎ食の安全安心推進体制整備の経緯

H15年3月	・みやぎ食の安全安心基本方針策定
H15年9月	・みやぎ食の安全安心アクションプラン策定
H16年4月	・みやぎ食の安全安心推進条例施行
H18年3月	・食の安全安心の確保に関する基本的な計画策定
H23年3月	・食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)策定
H28年3月	・食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)策定
R3年3月	・食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)策定

2 基本的事項

(1) 基本計画の目的

条例第1条に規定する「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(2) 基本計画の位置付け

基本計画は、条例第6条第1項の規定に基づき、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策について、具体的な取組を推進するための計画です。

(3) 基本計画策定の方法

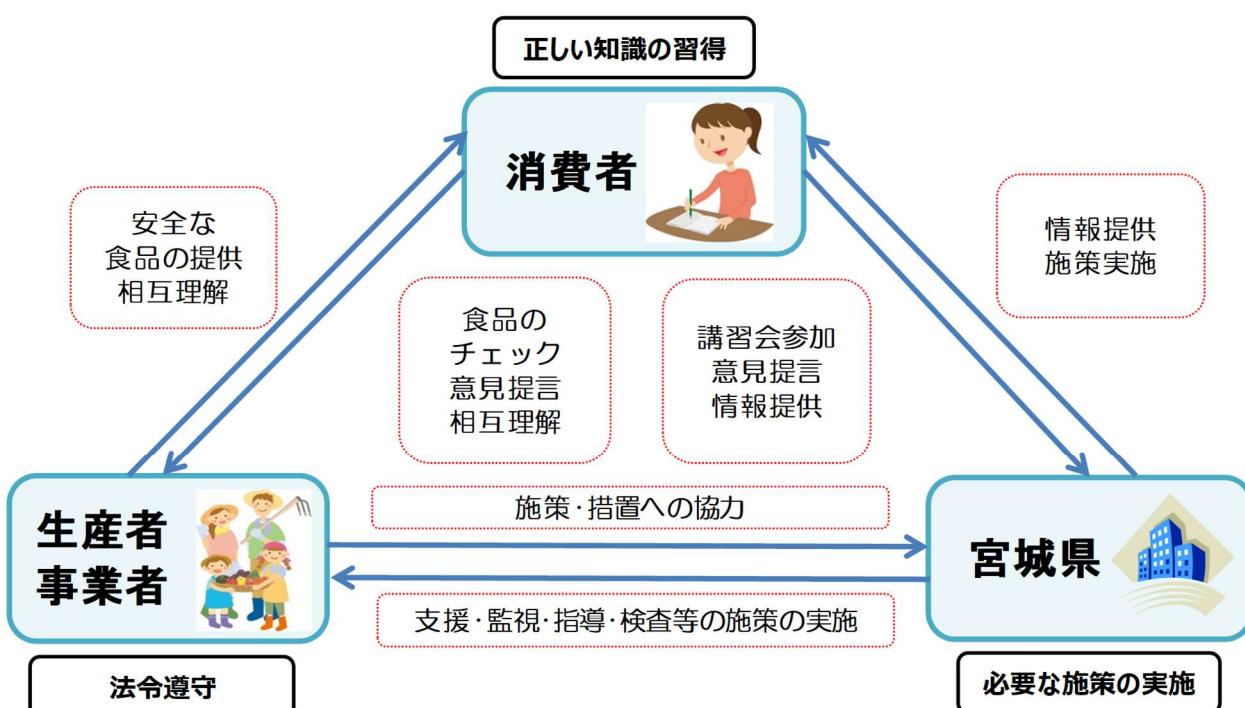
基本計画の策定に当たっては、条例第6条第3項の規定により、県民の意見を反映することができるようパブリックコメントを行うほか、同条第4項の規定により、みやぎ食の安全安心推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴いた上で、議会の議決を経ます。

なお、基本計画の変更に当たっても、同条第6項の規定により同様の方法をとることとしています。

(4) 基本計画の期間

この計画の実施期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

食の安全安心に係る生産者・事業者、消費者、行政における役割



第2 施策の大綱

食の安全安心を確保するためには、安全で安心できる食品の供給の確保、食の安全安心に係る信頼関係の確立及び食の安全安心を支える体制の整備が必要であることから、これらを施策の大綱とします。

1 安全で安心できる食品の供給の確保

主に、生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を行政が支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策です。

特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしています。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策です。

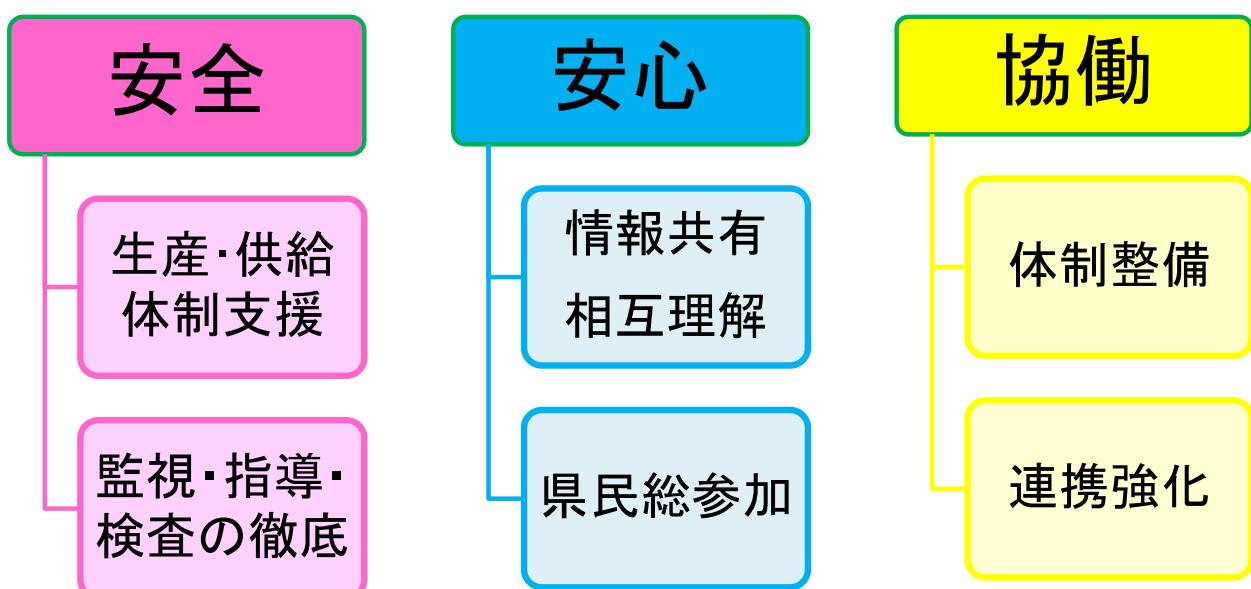
食品を安心して選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼関係が必要なことから、「安心」をキーワードとしています。

3 食の安全安心を支える体制の整備

1と2の施策をサポートし、推進していく施策です。

県、生産者・事業者及び関係者等が連携し、総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしています。

施策の大綱概要



第3 これまでの取組成果と今後の課題

1 安全で安心できる食品の供給の確保

安全で安心できる食品の生産及び供給の体制を確保するため、生産者・事業者に対する各種支援を実施しました。また、生産から消費に至る各段階において、監視指導や立入検査を実施しました。

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

食の安全安心のニーズに応える環境にやさしい農業の推進については、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の運営やエコファーマーの認定、有機農業者間の交流等生産者の取組を支援したほか、消費者との交流を行い、消費者の理解促進を図りました。環境保全型農業については、栽培管理に労力を要し、掛かり増し経費が発生することから、取組が拡大していないことが課題です。

農業生産工程管理（GAP）等の普及拡大については、GAP導入団体数を増加することができました。第三者認証取得まで指導できる人材の確保・育成が課題となっています。

農薬の適正使用の推進については、研修会等を開催し、安全安心な農産物の供給につなげました。使用記録簿の不備等が依然として見られるのが課題です。

牛のトレーサビリティシステムの推進については、生産履歴を把握できる体制が確立されています。事務的な誤りが起こらないよう、関係者への周知啓発の継続が必要です。

ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援

土壌環境適正化の推進については、カドミウム基準値超過米発生抑制の指導を行うとともに、基準値超過米が市場に流通しないように処置しました。カドミウム低吸収性イネ県育成品種を現地実証中であり、カドミウム低吸収性イネ品種の一般農家への導入が課題となっています。

家畜伝染病発生予防の徹底については、高病原性鳥インフルエンザの発生経験を踏まえた統一検査マニュアルの作成や地域ごとの防疫演習を実施しました。防疫検査体制の継続が必要です。

貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進については、宮城県漁業協同組合と連携し、検査と出荷自主規制等を行うことにより、食中毒の防止を図りました。貝毒の発生が長期化するなど、生産活動への支障が課題となっています。

ハ 事業者に対する支援

食品等事業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進については、研修会等によりHACCPの理解を深め、HACCP認証取得を支援してきました。HACCP制度化に伴う周知徹底が課題となっています。

外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大については、地産地消に取り組んでいる飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、県産食材の産地等を表示する取組を支援しました。

ニ 震災等からの復興に向けた支援

市町村・農業者等への営農対策支援については、対策が功を奏し、農産物の放射性物質検査では基準値超過は見られない状況となりました。

水産関係の施設等の整備支援については、共同利用施設として復旧を進める養殖等関連施設の整備を完了しました。

特用林産物の生産再開へ向けた生産者に対して、原木しいたけ（露地栽培）の無汚染原木の確保、生産資機材の購入を支援するとともに、生産工程管理の研修会を開催し、出荷制限解除を進めることができました。生産資材の購入支援及び出荷前検査・生産工程管理の継続が必要となっています。

(2) 監視指導及び検査の徹底

イ 生産段階における安全性の確保

農薬取締法（昭和23年法律第82号）等に基づく立入検査及び監視体制の強化については、農薬販売者及び使用者を対象に立入検査を実施しました。帳簿や使用記録簿の不備等が見られるのが課題となっています。また、魚類養殖業者に巡回指導を行いました。今後も、関係者の意識醸成に努める必要があります。

肥料及び飼料の品質並びに安全の確保のための検査及び指導の実施については、肥料生産業者や飼料製造工場に立入検査を行い、肥飼料の収去・分析を行いました。検査及び指導の継続が必要です。

動物用医薬品の流通、販売等に関する指導については、立入検査や適正使用に関する指導を行いました。監視指導の継続が必要です。

高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施については、早期発見の体制を整備しました。継続的な取組が必要です。

ロ 流通・販売段階における安全性の確保

食品営業施設の監視指導の徹底については、監視指導のほか、食中毒予防啓発を実施しました。HACCP制度化に伴う導入支援や指導が課題となっています。

食品検査による安全性の確保については、食品の規格基準、残留農薬、添加物等の検査を実施しました。違反事例の傾向を踏まえた検査の実施が必要です。

安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導の徹底については、かき処理場等の監視指導及び収去検査を実施するとともに、と畜検査・食鳥検査を実施しました。

米穀事業者の監視指導の徹底については、東北農政局と連携しながら、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく立入検査を行いました。生産者への制度の周知啓発が課題です。

ハ 食品表示の適正化の推進

適正な食品表示を確保するための監視指導の実施については、食の110番、食品表示110番等に寄せられた相談や疑義情報に対応しました。継続的な対応が必要です。

ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施については、県民参加で調査を実施し、食品表示の適正化を図りました。

食品表示に関する研修会等の実施については、研修会を開催したほか、出前講座等を行いました。継続的な普及啓発が必要です。

ニ 食品の放射性物質検査の継続

県産農林水産畜産物等、県内に流通する食品及び学校給食等の放射性物質検査を実施しました。これまでの検査結果を踏まえ、検査の効率化について検討する必要があります。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供については、アンケートやセミナー等を活用するとともに、報道機関への資料提供や県ホームページ等の広報媒体により情報提供を行いました。若年層や訪日外国人観光客への情報発信が課題です。

監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表については、食品衛生監視指導結果や食品の安全に関する情報を公表しました。

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

消費者と生産者・事業者との相互理解の推進については、食品工場見学会及び生産者との交流会の開催や、「地域食と農の相談窓口」の設置、学校給食での県産食材利用拡大に向けた取組を行いました。給食センター化によるロットの大型化、納入時期及び量の明確化、コスト低減への対応等が課題となっています。

環境保全型農業については、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の農産物のPR販売会及び消費者との交流会を行いました。認証された農産物の利用拡大を図るため、消費者の理解促進が必要です。

関係団体等との連携・協働の推進については、食材王国みやぎ「伝え人」、高校生地産地消お弁当コンテスト、「みやぎ水産の日」PR等により、県産食材への理解促進に取り組みました。さらなる理解促進を図るため、「伝え人」の活動促進並びに関係団体及び企業等との連携継続が必要です。

食育の推進については、みやぎ食育フォーラムの開催、みやぎ食育コーディネーターによる講座等を実施しました。講座等は内容を工夫しながら継続する必要

があります。

ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進

リスクコミュニケーションの充実については、放射性物質測定結果の情報提供、セミナーの開催、県産品の広報・PRを行いました。引き続き、風評払拭に向けた取組が必要です。

水道水の検査結果の公表については、市町村等が実施する水道水中の放射性物質測定結果を公表しました。

住民持ち込み測定については、市町村が実施した放射性物質測定結果を公表しました。持ち込み件数は減少していますが、不安払拭に向けた取組の継続が必要です。

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開

県民が参加する消費者モニター制度の推進については、研修会、食品工場見学会、生産者との交流会やアンケート調査を実施し、モニターだよりを発行しました。消費者モニターの年齢層の偏りが課題となっています。

生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援については、「みやぎ食の安全安心取組宣言」事業により支援し、商品貼付用ロゴマークシールの提供や集客行事への出展等を行いました。自主基準を公開する事業者の伸び悩みが課題となっています。

知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発については、食の安全安心セミナー、地方懇談会、出前講座等を実施しました。消費者等の関心や社会情勢に応じたテーマ設定が引き続き必要です。

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

県民の意見の把握については、消費者モニター及びセミナー参加者へのアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、パブリックコメント等により行いました。消費者モニターを対象とするアンケートの回答率が5割程度にとどまっていることが課題となっています。

食の安全安心に関する相談窓口の充実については、食の110番、食品表示110番を設置し、相談等に対応しました。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進については、第3期計画の実施状況について、対策本部会議を開催し、議会への報告及び県民への公表を行いました。

みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応については、県庁内関係

課室による食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、食の危害要因に係る情報の共有を図りました。

食の安全に関する調査・研究の充実については、貝毒や食中毒に関する調査研究を行いました。貝毒発生の長期化が課題となっています。

食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実については、農地土壤の定点調査及び牧草の放射性物質検査を実施したほか、県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究に取り組みました。継続した調査が必要となっています。

国、都道府県、市町村、関係団体との連携については、情報共有を行い、連携して健康被害や被疑情報等に対処しました。

(2) みやぎ食の安全安心推進会議

みやぎ食の安全安心推進会議については、施策の実施状況について評価を行ったほか、食の安全安心に関する情報共有及び意見交換を行いました。

SDGs（持続可能な開発目標）との関係

- ・本計画では、SDGsが掲げる17の目標のうち、下記の11目標に基づき行動します。
- ・本文の「第4 施策の展開」では、中項目ごとに関連のある目標のアイコンを記載しています。

関連のある目標



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に
健康と福祉を



6 安全な水とトイレ
を世界中に



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))：国連加盟国が2030年までに達成を目指す持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。2015年9月の国連サミットで採択された。

4 第3期計画における数値目標の達成状況

(1) 安全で安心できる食品の供給の確保

数値目標	H26 基準値	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R1 実績	R2 目標値
環境保全型農業取組面積	26,700ha	24,992ha	24,466ha	23,239ha	21,903ha	30,000ha
GAP導入団体数	43 団体	45 団体	53 団体	67 団体	74 団体	80 団体
耳標の装着率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
貝毒プランクトン観測定点調査実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
HACCP研修会参加施設数	66 施設	66 施設	136 施設	116 施設	110 施設	200 施設
地産地消推進店登録店舗数	H24 241 店	426 店	426 店	428 店	407 店	450 店
肥料成分不足・違反点数違反割合	0%	3.1%	0%	0%	0%	0%
動物用医薬品販売の違反件数	2 件	0 件	2 件	4 件	6 件	0 件
食品営業施設の監視指導率 ※	100%	113.0%	137%	122%	116%	100%
食品検査率	100%	99.8%	99.8%	98.5%	98.6%	100%
かき処理場等の監視指導率 ※	100%	79.0%	144%	124%	94%	100%
食品表示適正店舗数の割合	99.3%	98.7%	99.8%	99.6%	99.7%	100%
食品表示に関する研修会・説明会	8 回	11 回	12 回	10 回	14 回	20 回
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	97%	100%	100%	100%	100%
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率 ※	100%	123%	100%	128%	120%	100%
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率 ※	100%	152%	154%	119%	128%	100%
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
学校給食の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※計画件数以上の監視指導・検査を行った年は実績が100%を越えています。

(2) 食の安全安心に係る信頼関係の確立

数値目標	H26 基準値	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R1 実績	R2 目標値
ホームページアクセス数	H25 340,940	392,256	399,393	428,812	345,988	400,000
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合	37.2%	43.2%	45.2%	50.9%	50.2%	70%
学校給食の地場野菜等の利用品目の割合	28.0%	28.5%	30.5%	28.2%	29.2%	40.0%
宮城米を使用した米飯給食率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
「地域の食と農の相談窓口」相談件数	64 件	57 件	67 件	138 件	127 件	150 件
みやぎ食育コーディネーターによる食の安全安心に配慮した食育推進活動への参加人数	458 人	760 人	1,008 人	2,635 人	1,511 人	1,000 人
消費者モニターの活動（延べ参加）率	81%	78%	84%	92%	87%	85%
食の安全安心取組宣言者数	2,992 者	2,972 者	3,003 者	2,996 者	2,966 者	3,200 者
各種講習会の参加者数	663 人	1,005 人	1,462 人	1,760 人	1,901 人	1,000 人
地方懇談会の回数	8 回	15 回	14 回	18 回	18 回	14 回

第4 施策の展開

食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)施策体系一覧

大分類	中分類	小分類	施策項目	施策	ページ	
I 安全で安心できる食品の供給の確保	1 生産及び供給体制の確立	(1) 生産者の取組への支援	イ 環境にやさしい持続可能な農業の推進	施策1	12	
			ロ 農業生産工程管理(GAP)の普及拡大	施策2	12	
			ハ 農薬の適正使用の推進	施策3	12	
			ニ 牛のトレーサビリティシステムの推進	施策4	13	
		(2) 農林水産物生産環境づくり支援	イ 土壌環境適正化の推進	施策5	13	
			ロ 家畜伝染病の発生予防の徹底	施策6	13	
			ハ 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進	施策7	14	
			ニ 特用林産物の生産再開への支援	施策8	14	
			イ HACCPを踏まえた自主的な衛生管理体制の整備の推進	施策9	14	
			ロ 外食産業の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大	施策10	15	
	2 監視指導及び検査の徹底	(1) 生産段階における安全性の確保	イ 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化	施策11	15	
			ロ 肥料及び飼料の品質並びに安全の確保のための検査及び指導の実施	施策12	15	
			ハ 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導	施策13	15	
			ニ 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施	施策14	16	
		(2) 流通・販売段階における安全性の確保	イ 食品営業施設の監視指導の徹底	施策15	16	
			ロ 食品検査による安全性の確保	施策16	17	
			ハ 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導の徹底	施策17	17	
			ニ 米穀事業者の監視指導の徹底	施策18	17	
		(3) 食品表示の適正化の推進	イ 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施	施策19	18	
			ロ ウオッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施	施策20	18	
			ハ 食品表示に関する研修会等の実施	施策21	19	
		(4) 食品の放射性物質検査の継続	イ 農林水産畜産物等の検査	施策22	19	
			ロ 流通食品の検査	施策23	19	
II 食の安全安心に係る信頼関係の確立	1 情報の相互理解の促進	(1) 情報の収集、分析及び公開	イ 県民への分かりやすい情報の迅速な提供	施策24	20	
			ロ 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表	施策25	20	
		(2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	イ 消費者と生産者・事業者との相互理解の促進	施策26	21	
			ロ 関係団体との連携・協働の推進	施策27	21	
		(3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進	ハ 食育の推進	施策28	22	
			イ リスクコミュニケーションの実施	施策29	22	
	2 県民参加		ロ 水道水の検査結果の公表	施策30	23	
			ハ 住民持ち込み測定	施策31	23	
	(1) 県民総参加運動の展開	イ 県民が参加する消費者モニター制度の推進	施策32	23		
		ロ 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援	施策33	23		
		ハ 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発	施策34	24		
III 食を支える安全安心体制の整備	1 体制連携強化等化びと	(2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	イ 県民の意見の把握と反映	施策35	24	
			ロ 食の安全安心に関する相談窓口の充実	施策36	24	
		(1) 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	(1) 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	施策37	25	
			(2) みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応	施策38	25	
			(3) 食の安全に関する調査・研究の充実	施策39	25	
			(4) 食品の放射性物質に係る調査・研究の充実	施策40	25	
			(5) 国、都道府県、市町村、関係団体との連携	施策41	25	
	2	みやぎ食の安全安心推進会議の設置		施策42	26	

I 安全で安心できる食品の供給の確保

1 生産及び供給体制の確立

(1) 生産者の取組への支援



食品の生産においては、安全で安心できる食品を望む消費者の期待に応えられるよう、生産者自らが食の安全安心の必要性を感じ、取り組むことが必要であることから、その取組を促進します。

イ 環境にやさしい持続可能な農業の推進（施策1）

農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業の確立を図るため、複数の農業者で構成される団体等を対象に環境保全型農業直接支払交付金により、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（堆肥の施用、有機農業等）を支援します。県独自のみやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度を運営し、化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減した農産物の生産を推進するほか、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく導入計画の認定者（エコファーマー）の育成を図ります。

また、施設園芸においてICTを活用した高度な環境制御による生産性の向上に加え、環境に配慮した技術導入に取り組むことで、持続可能な農業生産を推進します。

ロ 農業生産工程管理（GAP）の普及拡大（施策2）

食の安全に関する生産者の意識を高め、生産された農産物の安全性等を確保する手法として、国際水準GAPの導入や認証に向けた取組を推進します。

推進にあたっては、県と関係団体で構成する宮城県GAP推進会議において推進方針等を共有するとともに、研修会の開催やGAP指導員による現地指導を行い、GAPの普及拡大を図るほか、指導員資格取得研修への派遣等により、GAP指導員の確保・育成を図るとともに、農業教育機関に対してGAP認証取得に向けた支援を行い、GAPに関する教育の充実を図ります。

ハ 農薬の適正使用の推進（施策3）

農業生産の安定と安全な農産物生産への期待に応えるため、関係機関と連携しながら指導体制を維持するとともに、農薬の使用が多い6月から8月に農薬危害防止運動を実施し、啓発リーフレットの配布や農薬危害防止研修会の開催により、農薬の適正な使用による安全な農産物の生産を推進します。

さらに、農薬取扱者の資質向上を図るため、農薬管理指導士の養成研修、認定試験及び更新研修を実施します。

ニ 牛のトレーサビリティシステムの推進（施策4）

生産段階における耳標（個体識別番号）の装着の徹底を推進し、生産から流通までに至る各段階での牛の個体を識別することができるシステムの維持を支援します。

主な数値目標

項目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
環境保全型農業直接支払交付金取組面積	4, 296 ha	5, 619 ha
国際水準GAP導入・認証総数	160件	260件
耳標の装着率	100%	100%



（2）農林水産物生産環境づくり支援

食の安全安心のためには、個々の生産者だけでは解決しにくい課題等があります。生産者が積極的に安全な農林水産物の生産に取り組むことができる環境を関係機関と連携し引き続き整備します。

イ 土壌環境適正化の推進（施策5）

カドミウム基準値超過米の発生が懸念される地域において発生抑制のための適正な水管理の徹底を図るとともに、関係機関と連携して各種調査を実施します。また、カドミウム基準値超過米については、関係機関と連携し、市場流通を防止します。このほか、カドミウム低吸収イネの普及に向けた現地実証に取り組み、新品種の選定・導入のための判断材料として活用します。

□ 家畜伝染病の発生予防の徹底（施策6）

牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）、高病原性鳥インフルエンザ等をはじめとする家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に向け、防疫検査体制の整備を継続します。

また、これらの県への侵入を防止するため、各種畜産関係団体とも連携し、関係者及び生産者に対する情報の提供を強化するとともに、早期診断及び初動措置を重視した防疫対策を行うための体制の整備を一層強化します。

さらに、高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため、県内の養鶏場を対象としたウイルス分離・抗体検査等を実施するとともに各農場の死亡羽数の報告を求めるなど、異常の早期発見及び啓発に努めます。

ハ 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進（施策7）

食中毒の原因となる貝毒については、宮城県漁業協同組合と協力しながら、効果的な監視体制を維持・構築します。特にまひ性貝毒については、貝毒プランクトン発生のもととなるシストの分布調査を引き続き行うことにより、震災後の貝毒発生機構を解明し、監視体制の最適化につなげます。

また、ノロウイルス対策については、漁業協同組合が引き続き自主検査を実施するとともに、県と国が連携して、浄化によるノロウイルス低減技術の検証を行うことで、衛生管理体制の強化を図ります。

貝毒及びノロウイルスの検査結果については、食中毒の未然防止のため、県及び漁業協同組合が連携し、ホームページ等により県民への情報提供を継続して実施します。

二 特用林産物の生産再開への支援（施策8）

出荷制限を受けている特用林産物等の生産再開と生産振興に向け、汚染の無い生産資材の購入支援、生産工程管理の徹底等を行い、引き続き生産者を支援します。

主な数値目標

項目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
貝毒プランクトン観測定点調査実施率	100%	100%
原木きのこ出荷制限解除生産者数	49人	64人

（3）事業者の取組への支援

事業者自らが消費者に安全安心な食品提供を行うための取組を支援します。

イ H A C C P を踏まえた自主的な衛生管理体制の整備の推進（施策9）

食品衛生法の改正により、原則として全ての食品等事業者に対し、H A C C Pに沿った衛生管理の実施が求められたことから、「宮城H A C C P導入・実践支援制度（みやぎチャレンジH A C C P）」により、事業者の規模や衛生管理状況、取り扱う食品の特性に応じた技術的な助言を行い、事業者の衛生管理計画の作成及び見直し等について支援します。併せて、ワークショップ形式のH A C C P研修会、食品衛生責任者講習会等で周知を図り、事業者の円滑な制度化対応を促します。

水産物については、海外への販路を拡大するため、水産加工事業者のH A C C P認証取得を支援します。



□ 外食産業の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大（施策 10）

外食に対する消費者の信頼性の確保に向けて、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の登録制度を利用し、外食事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組を支援します。

主な数値目標

項目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
H A C C P 研修会参加施設数	110 施設	200 施設

2 監視指導及び検査の徹底

（1）生産段階における安全性の確保



生産段階において安全性が確保されるよう関係法規に基づき監視及び指導を行います。

イ 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化（施策 11）

農業関係では、農薬取締法に基づき、安全で安心な農産物を供給するため、農薬販売者及び使用者への立入検査を実施します。農薬販売者に対しては、適正な届出の実施、倉庫での保管管理、店頭での展示販売に対する検査を実施します。また、農薬使用者に対しては、農薬使用基準の遵守、記帳の推進、適正な農薬の保管管理に対する検査を実施します。

水産関係では、事業者に対して医薬品の適正使用や養殖管理の実施に対する指導を行い、安全な養殖魚の生産体制を構築します。

□ 肥料及び飼料の品質並びに安全の確保のための検査及び指導の実施
(施策 12)

家畜用飼料の安全性の確保のため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき製造工場等への立入検査を行います。

また、養魚用飼料製造工場の立入検査及び飼料の収去検査を行い、養殖飼料の安全性を確保します。

肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）に基づき生産業者の立入検査を実施します。

ハ 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導（施策 13）

動物用医薬品の適正な使用のため、動物用医薬品の販売の取締り及び適正な使用に関する指導を行います。

二 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施（施策14）

高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定点モニタリング検査として農場においてウイルス分離・抗体検査等を実施するほか、定期的な監視（モニタリング）検査を実施します。

また、県内養鶏農場から死亡羽数の報告を求め、異常の早期発見の体制を整備し啓発に努めます。

主な数値目標

項目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
肥料成分不足違反件数割合	0 %	0 %
動物用医薬品販売の違反件数	6 件	0 件



（2）流通・販売段階における安全性の確保

宮城県食品衛生監視指導計画を作成し、製造、加工、調理、販売等を行う施設等に対し、関係法規に基づく計画的な監視及び指導を行います。また、米穀事業者の監視指導を行います。

イ 食品営業施設の監視指導の徹底（施策15）

宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対する計画的な監視及び指導、規格基準検査を実施します。特に、食中毒が発生すると大規模化する恐れがある給食施設、旅館等への監視を重点的に実施します。施設の監視の際にはHACCPに沿った衛生管理の実施について指導します。

また、定期的な食品衛生担当者会議等の開催により、業務の進捗管理や情報共有を行い、事業の最適化を図ります。

食中毒の発生を未然に防止するため、食中毒予防月間を設け、広域流通食品の製造施設等の一斉監視及び保健所の食品衛生監視員による講習会を実施するとともに、食中毒予防キャンペーン等の啓発活動を行います。

食中毒の発生時には、原因食品や汚染経路の特定等迅速な対応により、被害拡大の防止と再発防止に努めます。魚介類による腸炎ビブリオ食中毒の発生予防の観点から、「腸炎ビブリオ注意報」を発令し営業者や県民への注意喚起を行います。さらに、牛レバー、豚肉及び豚内臓の生食禁止について指導を行います。冬期間に増加するノロウイルス食中毒の防止について、営業者や県民に啓発を行います。

また、食中毒の発生状況に応じて、営業者や県民へ情報提供することで注意喚起や予防に関する啓発活動を行います。

ふぐ取扱者の認定について試験制度を創設し、ふぐ取扱者の知識と技術の向

上を図ります。

さらに、食品衛生法の改正により、指定成分等含有食品における健康被害情報の届出等が義務づけられたことから、健康食品についても不適切な製品の流通や健康被害の発生を防ぐための監視指導に取り組みます。

併せて、食品営業施設における新しい生活様式への対応について助言し、食品関係団体が策定したガイドラインを紹介することなどにより、食品営業施設内での利用客を含めた新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を予防します。

□ 食品検査による安全性の確保（施策16）

食品の安全を確保するため、輸入食品をはじめ県内に流通する食品の規格基準検査、食品中の残留農薬、添加物、アレルギー物質等の検査を継続して実施し、食品衛生法に違反した食品の流通を防止します。

また、県内に流通する輸入食品について、残留農薬、残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品、添加物、アレルギー物質等の検査を実施し、関係機関と連携することにより不適切な輸入食品の流通を防止します。食品検査の項目は、国内や検疫における違反事例等を考慮し、見直しを図ります。

ハ 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導（BSE対策を含む）の徹底（施策17）

安全で衛生的な食肉及び食鳥肉を供給するため、と畜検査、食肉検査を実施するとともに、食肉及び食鳥肉に残留する動物医薬品等の検査及び腸管出血性大腸菌検査等を実施します。また、最新知見の収集、技術習得の機会に、と畜検査員や食鳥検査員を派遣し、検査技術や精度の向上、衛生指導技術向上を目指します。

また、かきによる食品事故を未然に防ぐため、かきの採取海域の加工基準の確認、かき処理場、入札場、かき加工場（仲買業者）、魚介類販売店における各段階の監視指導及び収去検査を実施し、生食用かきの規格基準の遵守並びにその取扱いの指導強化等を図ります。

BSE対策としては、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に基づき、飼料規制や特定危険部位の除去の徹底など、BSEに関するリスク管理に万全を期すとともに、24か月齢以上で神経症状等を呈する牛のBSEスクリーニング検査を確実に行います。

二 米穀事業者の監視指導の徹底（施策18）

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく取引等の記録や産地情報の伝達について、東北農政局と連携しながら、生産者等を対象に立入検査や指導を実施するとともに制度の周知啓発を図ります。

主な数値目標

項目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
食品営業施設の監視指導率 ※	116%	100%
食品検査率	98.6%	100%
かき処理場等の監視指導率	94%	100%

※基準値(令和元年度実績)は計画件数以上の監視指導を行ったため100%を超えています。



(3) 食品表示の適正化の推進

食品表示は、消費者の食品選択のための重要な情報であることから、関係法令に基づき適正化を推進します。

イ 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施（施策19）

食品表示の遵守状況等を点検し、適正な表示を確保するため、製造所、販売店舗等における監視指導を行います。特にアレルギー物質を含む製品及び健康食品に関する表示等の監視を徹底し、健康被害を防止するために、使用原材料の点検を行うとともに、食品衛生責任者等を対象とした講習会を開催し、食品の適正な表示の遵守・徹底を指導します。

また、監視指導にあたっては、従事する職員に対して関係法令等の研修を充実します。

県民からの相談、問い合わせに対応する「食の110番」、「食品表示110番」、消費生活センター及び食品相談窓口等に寄せられた被疑情報については、関係法令に基づき、国、市町村及び県機関内で連携強化を図りながら、隨時、適正表示に向けた調査・指導を行います。

特に、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に係る経過措置期間が満了したことから、適正表示の監視指導の充実を図ります。

輸入生かきの混入（偽装）を防止するため、輸入生かき偽装防止特別監視員による確認調査を実施します。

ロ ウオッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施（施策20）

日常の購買行動を通じて消費者の視点から食品表示について継続的に監視し、その結果を定期的に県に報告する「食品表示ウォッチャー」を配置し、不適正表示の疑義報告のあった事業者に対し確認調査を実施するなど、食品表示の適正化を推進します。

食品表示ウォッチャーに対しては、調査実施前に食品表示の基礎知識、根拠法令、制度改正等の最新情報について、研修会、情報提供等を行うほか、調査期間中には随時問い合わせに対応するなど、人材育成面を加味して事業を実施します。

ハ 食品表示に関する研修会等の実施（施策21）

食品表示について、消費者及び事業者からの相談に的確に対応するとともに、特に今後経過措置期間が満了する加工食品の原料原産地表示制度、改正が決まっている遺伝子組み換え表示制度等について、事業者向けの研修等により、一層の普及啓発を図ります。また、要請に応じて食品表示に関する講師派遣を行います。

主な数値目標

項目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
食品表示適正店舗数の割合	99.7%	100%
食品表示に関する研修会・説明会	14回	20回



（4）食品の放射性物質検査の継続

県内で生産される農林水産畜産物や野生鳥獣肉、流通食品について、厚生労働省通知に基づいて策定する「放射性物質検査計画」に基づき検査を実施し、基準値超過品目が流通しないようになるとともに、県民に対して検査結果を分かりやすく公表します。

イ 農林水産畜産物等の検査（施策22）

原子力災害対策本部が策定する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、県産農林水産畜産物等の放射性物質検査を実施して安全確保に万全を期すとともに、県ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」等で検査結果を速やかに公表し、県民の不安解消を図ります。

ロ 流通食品の検査（施策23）

県内に流通する食品の安全性を確認するため放射性物質検査を実施するとともに、県ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」等で検査結果を速やかに公表します。

主な数値目標

項目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率 ※	120%	100%
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率 ※	128%	100%
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%

※基準値(令和元年度実績)は計画件数以上の検査を行ったため100%を超えてます。

II 食の安全安心に係る信頼関係の確立

1 情報共有及び相互理解の促進

(1) 情報の収集、分析及び公開



食の安全安心の確保のためには、情報の共有が重要であることから、関係する情報を収集するとともに、その情報を速やかに県民へ提供します。

イ 県民への分かりやすい情報の迅速な提供（施策24）

食の安全安心に関する情報の収集及び分析に努め、ホームページ等における情報提供に当たっては、情報発信の対象を考慮しながら、分かりやすさ、アクセスのしやすさ等に配慮します。各種印刷物の配布、テレビ等のマスコミ及びみやぎ出前講座等の県民と接する機会を活用し、適切な情報提供に努めるとともに、食品の安全や自主回収に関する情報等について、ホームページで適時適切に公表します。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を予防するため、食品営業施設における新しい生活様式について周知を図るとともに、食品関係団体が策定したガイドラインを紹介するなど、ホームページ、メールマガジン等を通じ、県民への情報提供及び注意喚起を行います。

県産食材への理解を深めるため、食連携情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」を活用し、各地域での取組や食育、地産地消等といった観点からも、効果的な情報発信を行います。

□ 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表（施策25）

宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導、食品の収去検査等を実施し、その結果を適切に公表することで、県民への情報提供に努めます。

主な数値目標

項目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
食の安全安心ホームページアクセス数	68,780 (件)	100,000 (件)



(2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

食の安全安心の確保のためには、消費者及び生産者・事業者の相互理解のもと、信頼関係を構築することが重要であることから、様々な手法、機会等を活用して相互理解を促進します。

イ 消費者と生産者・事業者との相互理解の促進（施策26）

みやぎ食の安全安心消費者モニターを対象に、食品工場見学会、生産者との交流会及び研修会を開催し、消費者及び生産者・事業者の相互理解を促進します。また、食の安全安心セミナー及び地方懇談会を開催し、県民の食の安全安心に関する知識の習得や、消費者及び生産者・事業者との交流を図ります。

「地域食と農の相談窓口」において、生活者の食と農の疑問等に答えるとともに、当該窓口についてホームページ等で周知していきます。また、相談内容を分析し、生活者の食と農に関する意向把握や理解促進に努めています。

環境保全型農業及び農産物の安全性等を確保するGAPの取組について、PR販売会、消費者と生産者の交流会等の開催等を通じて、さらなる理解促進を図るとともに、ホームページ等による情報発信に努めます。

県産食材の消費拡大と本県一次産業に対する理解促進、生産者の生産意欲向上を図るため、「すくすくみやぎっ子 みやぎのふるさと食材月間」の実施や、県内野菜等についての情報誌「すくすくみやぎっ子通信」の発行等、学校給食における県産食材利用拡大に向けた普及啓発活動を実施します。

また、学校給食関係者との情報共有により、相互理解を深めながら、学校給食における地場産物の活用率の向上を図ります。

ロ 関係団体等との連携・協働の推進（施策27）

食中毒予防、HACCPに沿った衛生管理等に関する啓発、食品事業者からの相談応需について、公益社団法人宮城県食品衛生協会と連携し推進するとともに、同協会が実施する食品衛生指導員による巡回指導、HACCP研修会の開催等の活動を支援します。

水産物については「みやぎ水産の日」を核として給食事業者や調味料メーカー等の企業と連携した県産水産物利用促進や情報発信により、需要拡大に取り組んでいきます。

ハ 食育の推進（施策28）

みやぎの「食」に関する情報を発信する人材を登録し、学校、生涯学習施設等へ派遣し、講演や体験活動を促進する食材王国みやぎ「伝え人（びと）」登録・活用促進事業や高校生地産地消お弁当コンテストを通じ、みやぎの「食」や「食材」への関心を高め、地産地消の必要性への理解度向上を図り、食育を推進します。

第4期宮城県食育推進プラン（計画期間令和3年から令和7年まで）に基づき、市町村、関係団体、みやぎ食育コーディネーター等との連携を図るほか、イベントやデジタルコンテンツを有効活用した普及啓発により食に関する知識を深め、安全な食品を自ら選択する力を習得できるよう意識の高揚を図ります。

主な数値目標

項目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
県からの情報提供が満足・概ね満足と感じる消費者モニターの割合	50.2%	70%
学校給食の地場産農林水産畜産物利用品目の割合	39.0%	40%
みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動の参加人数	36,196人	40,000人



（3）放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う県産農林水産物等への風評被害を払拭するため、放射性物質の測定結果の迅速な公表と、食品中の放射性物質に関する理解を深める取組を行います。

イ リスクコミュニケーションの充実（施策29）

東京電力福島第一原子力発電所事故から約10年となり、放射性物質汚染に対する県民の意識変化や、原子力発電所に係る安全・防災対策に関し、とりまく状況が大きく変化しました。

そのため、本県の原子力発電所に関する安全対策や防災対策、放射線・放射能の知識等、新たなコンテンツをメインとし、県民の不安解消や正しい理解を図るため、「みやぎ原子力情報ステーション」を適宜更新・改修しながら運営していきます。

併せて県内市町村における放射線・放射能測定支援、市町村担当者や一般消費者を対象としたセミナーの開催等を引き続き行います。

□ 水道水の検査結果の公表（施策 3 0）

水道水の安全安心を確保するため、市町村等が実施し本県に報告のあった水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」において公表します。

ハ 住民持ち込み測定（施策 3 1）

県民が自ら育てた自家消費用の農産物等への不安を払拭するため、市町村が実施する放射性物質の測定結果を取りまとめ、県ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」において公表します。一部の品目において現在も出荷制限の指示等が継続されており、いまだに不安を抱く県民もいることから、今後も正確で分かりやすい広報により県民の不安払拭に努めます。

2 県民参加

（1）県民総参加運動の展開

消費者、生産者・事業者及び県が協働して安全で安心できる食の実現を目指し、県民総参加運動を展開します。



イ 県民が参加する消費者モニター制度の推進（施策 3 2）

県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、条例第5条に規定する消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成するため、また、各種施策に様々な世代の意見を吸収し、反映することができるよう、広報活動を展開し、「食の安全安心消費者モニター」として特に若者や子育て世代の登録を促進します。また、モニターが活動しやすいよう、情報提供や意向把握に努め、より積極的に参加・体験することができるよう、研修会、見学会及び交流会の工夫を図ります。

□ 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援（施策 3 3）

県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、食品の生産・製造及び供給の過程における自らの食の安全安心に係る取組を自主基準として定め、公開する生産者・事業者を、「みやぎ食の安全安心取組宣言者」として随時募集・登録します。

生産者・事業者が取り組む「食の安全安心に係る取組（自主基準）」の作成を支援するほか、名称や自主基準等の取組内容をホームページ等で公開するなど事業の広報に努め、安全な食品を提供する責務を果たし、消費者の理解と信頼を得られるようにします。

「みやぎ食の安全安心取組宣言」のロゴマーク及び制度の認知度向上のため、

ポスター、パンフレット等を活用した普及啓発活動を行い、更なる制度の普及と県民総参加運動の機運醸成に努めます。

ハ 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発 (施策34)

多くの県民が主体的に参画できるよう、消費者及び事業者等の関心や社会情勢を把握し、食の安全安心に関する知識習得のための食の安全安心セミナー、地方懇談会、みやぎ出前講座等を開催します。

主な数値目標

項目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
消費者モニターの活動（のべ参加）率	87%	95%
消費者モニター登録者数	1,035人	1,200人
食の安全安心取組宣言者数	2,966者	3,200者
各種講習会の参加者数	1,901人	2,000人



(2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

食の安全安心の推進のためには、県民の意見を食の安全安心の確保に関する施策に反映することが重要であるため、様々な手法及び機会を活用して県民の意見を充分に把握し、食の安全安心の確保に関する施策に反映させます。

イ 県民の意見の把握と反映（施策35）

モニターアンケートの実施、推進会議、地方懇談会、食の安全安心セミナー及びモニター研修会の開催、宮城県食品衛生監視指導計画へのパブリックコメント募集等により、広く食の安全安心に関する意向、意見、提言等を把握し、それらを施策に反映させるように努めます。特に、残留農薬、輸入食品の安全性、食品添加物等、県民の不安が大きい事項については、県民の意見を充分に聴取し、施策に反映させます。また、モニター制度の若年層への広報等、幅広い年齢層からの意見が得られるように努めます。

ロ 食の安全安心に関する相談窓口の充実（施策36）

「食の安全安心に関する総合窓口」や「食の110番」、「食品表示110番」等、全ての県民が気軽に食の安全安心に関する相談や通報ができる窓口を設置します。消費者相談には関係機関が連携して適切に対応し、また、県民からの危害情報や被疑情報については、事実確認調査を行い、その結果に応じて、関係法令に基づいて速やかに対応します。

主な数値目標

項目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
地方懇談会の開催回数	18回	20回

III 食の安全安心を支える体制の整備

1 体制整備及び関係機関等との連携強化



食の安全安心の確保に関する施策の総合的な推進及び緊急時における的確な対応のため、体制の整備を図るとともに、関係機関等との連携を強化します。

(1) 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進（施策37）

知事を本部長とする対策本部を組織し、関係部局の横断的な体制の整備及び連携により食の安全安心確保のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、県民の食生活等に重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、対策本部会議を招集し、早期解決を図ります。

(2) みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応（施策38）

食と暮らしの安全推進課をはじめ、関係各課に食の安全安心推進員を、各地方振興事務所等に食の危害要因に係る情報の収集及び連絡にあたる食の安全安心連絡員を配置し、部局を横断した体制を維持します。危機管理対応チーム会議を定期的に開催し、必要に応じて隨時開催や構成員以外の参加も求めつつ、食に係る危機の未然防止と発生時の的確な対応に努めます。

食に関する危害が発生した場合には、みやぎ食の危機管理基本マニュアル等に基づき迅速かつ適切に対応して、被害の拡大防止に努めるほか、県民及び報道機関への適時適切な情報提供に努め、県民の健康被害を最小限にとどめます。

(3) 食の安全に関する調査・研究の充実（施策39）

生産者の取組を支援し、安全な農林水産物を生産する環境づくりに貢献するとともに、食の安全安心に資する調査や試験研究の推進に取り組みます。

(4) 食品の放射性物質に係る調査・研究の充実（施策40）

農林水産畜産物等に対する放射性物質の影響を把握し、安全安心な生産物を供給するための調査や試験研究に取り組みます。

(5) 国、都道府県、市町村、関係団体との連携（施策41）

食の安全安心を確保するため、国、都道府県、市町村、関係団体と連携・協働して施策を推進できるよう努めます。

食品衛生関係では、調理食品や外食への需要増加、食品流通の広域化等から、広域食中毒事案の発生も見られ、国、関係自治体等で組織する広域連携協議会等により、密接な連携を図り、食の安全安心の確保に関する情報共有を行い、食中毒事件や違反食品の発生等の緊急時には迅速かつ的確に対応します。

食品表示関係では、消費者庁との連携のほか、東北農政局主催の宮城県食品表示監視協議会等における情報交換に努めるほか、被疑情報に対しては消費者庁、東北農政局や市町村と連携して適切に対処します。

さらに、国に対し、食の安全安心の確保のために必要な提言・要望を行います。

県産農産物の放射性物質対策では、市町村等関係機関・団体等と連携して放射性物質の濃度を把握し、農産物の安全確認を行います。



2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置（施策42）

学識経験を有する者、消費者を代表する者及び生産者・事業者を代表する者により構成される審議会を設置し、条例の規定に基づき、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議します。具体的には、食の安全安心の確保に関する施策及び施策の評価に関すること、食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること、食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関すること等について、情報及び意見の交換を行います。また、県民総参加運動の中心的な組織としても引き続き位置付けます。

第5 計画の推進

食品安全行政においては、農林水産、食育等各行政分野と密接な関係があることから、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」、「水産業の振興に関する基本的な計画」、「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」、「宮城県食育推進プラン」等の関連計画と連携及び調和を図りながら基本計画を推進する必要があります。また、基本計画を着実に推進するため、進捗状況の点検を行うとともに、推進会議に点検結果を報告し、食の安全安心の確保に関する施策に反映していきます。さらに、県民に対する説明責任を果たすため、食の安全安心の確保に関して講じた施策の実施状況については、毎年度、議会に報告するとともに、広く県民に公表し、着実な基本計画の推進に努めています。

なお、施策の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、感染拡大防止のための「新しい生活様式」に基づいた実施方法について配慮します。

